

北九州市しあわせ長寿プラン
(令和6(2024)年度
~令和8(2026)年度)

特定施設入居者生活介護
(介護付有料老人ホーム)

<未来型介護モデル施設>

募集要項

令和6年7月1日
北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室

目 次

1	はじめに（公募について）	
2	公募の対象事業について	．．．．． 2 ページ
3	公募の対象者について	
4	応募書類様式の請求について	
5	応募意向確認書の提出について	．．．．． 3 ページ
6	応募書類の提出について	
7	応募書類について	．．．．． 4 ページ
8	今後の日程について（予定）	
9	選考方法と結果について	．．．．． 5 ページ
10	整備の方針（応募要件）について	．．．．． 6 ページ
11	留意事項	．．．．． 7 ページ
12	禁止事項と欠格事項等について（重要事項）	．．．．． 9 ページ
13	その他の留意事項	
14	問い合わせ先について	．．．．． 10 ページ
	別添 1 評価基準	
	別添 2 先進的介護の取組に関する提案イメージ	

1 はじめに（公募について）

- 北九州市では、北九州市しあわせ長寿プラン（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）に基づき、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）の整備を公募により行います。
- 本公募における施設は、本市の介護の将来を見据えて、生産性の向上、介護人材の育成、科学的介護の推進などの課題に対応できる未来型介護モデル施設の位置付けとなります。
- 生産性が高く効率的な施設運営、利用者の快適性及び介護職員の負担軽減に資する介護ロボット・ICT 機器等のテクノロジー活用、それら先進機器の利用を前提とした人材育成など、先進的な介護の取組を実装する施設の提案を募集します。
- 事業者の決定後は、モデル施設として先進的な取組を情報発信し、その取組を地域の介護事業者等へ伝播させるため、本市と先進的介護推進に関する連携協定を締結するものとします。
- 今後の法人運営や事業の持続可能性を踏まえ、事業規模や運営内容などについて十分に検討し、審査基準及び関係法令等を十分に理解の上、応募してください。

○ 今回募集する施設には、建設補助金はありません。

2 公募の対象事業について

- 今回募集する事業は次のとおりです。

○ 特定施設入居者生活介護 （定員80名 × 1事業所）

※新設の介護付有料老人ホームに限ります。

※既存の住宅型有料老人ホーム等からの転換は、今回の公募の対象外とします。

3 公募の対象者について

- 応募できる方は、次のとおりです。

○法人であること。

※新たに法人を設立する予定の場合は、原則として、応募書類提出までに法人を設立すること。

4 応募書類様式の請求について

○応募意向のある方は、下記のとおり電子メールで、応募書類様式を請求してください。

【請求先電子メールアドレス】：ho-senshin@city.kitakyushu.lg.jp

※上記メールアドレス宛に、以下のことを記載して送信してください。

確認次第、「応募意向確認書」及び「応募書類」の様式の日データを送付します。

①電子メールタイトルは、次のとおり記載してください。

「特定施設入居者生活介護応募書類様式の請求」

②メール本文 ・法人名又は新規設立予定法人名
・代表者名、担当者名
・担当者の連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）

5 応募意向確認書の提出について

○応募する予定の方は、『応募意向確認書』（別途請求様式）を、次の提出期限までにメール、FAX、又は郵送で提出してください。

※送付後は、到着が予想されるタイミングで、必ず到着確認の電話連絡をお願いします。

【応募意向確認書の提出期限】

令和6年7月31日（水）17時00分 必着

※応募意向確認書を提出されない場合、公募への応募ができませんので、必ず提出してください。

○応募意向確認書の提出先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室（北九州市役所8階）

TEL:093-582-2712、FAX:093-582-2095

【送付先電子メールアドレス】：ho-senshin@city.kitakyushu.lg.jp

※電子メールタイトルは、「応募意向確認書の提出」と記載してください。

※郵送する場合は、封筒の宛名の横に「特定施設入居者生活介護公募の応募意向確認書在中」と朱書きしてください。

○期限到来後、応募意向確認書の提出状況を北九州市ホームページ「介護保険事業者の公募と整備計画」で公表します。

6 応募書類の提出について

○応募書類（別途請求様式）の提出期限は次のとおりです。

【応募書類の提出期限】

令和6年8月30日（金）17時00分 必着

※「持参」又は「郵送」にて提出してください。

（郵送の場合は、書留や簡易書留等、配達記録が確認できる方法で郵送ください。

配達記録が確認できる宅配便による提出でも結構です。）

※提出期限を過ぎた場合は受付できません。必ず期限までにご提出をお願いします。

○応募書類の提出先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

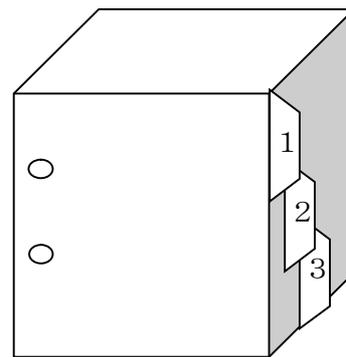
北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室（北九州市役所8階）

TEL:093-582-2712、FAX:093-582-2095

○期限到来後、応募状況を北九州市ホームページ「介護保険事業者の公募と整備計画」で公表します。

7 応募書類について

- 応募書類は、A4サイズで作成し、ファイリングしたものを
2部（正本1部、副本1部）提出してください。
 ※副本は正本をそのままコピーしたもので構いません。
 （原本証明を行う必要はありません。）。
- ※ファイルは、パイプ式ファイル、Dリングファイルを使用してください。フラットファイル等の紙製のファイルは使用しないでください。
- ※ファイルの表紙及び背表紙に、公募の種類「特定施設入居者生活介護公募 応募書類」、法人名又は新規設立予定法人名、正本・副本の別を記載してください。
- ※応募書類は、番号入り仕切紙（白紙に番号のインデックスを添付したもの）を差し込み、書類番号順に綴ってください。
- 応募書類の提出に合わせて、提出書類のデータ（応募書類様式集「応募書類一覧表」のデータ欄に「●」があるもの全て）を保存した記録媒体（CD-R）を併せて提出してください。
- 応募書類は、提出分とは別に応募者の控えを作成し、保管してください。
- 応募書類の様式は、必ず今回の公募用の様式を使用してください。過去の公募用の様式は使用しないでください。

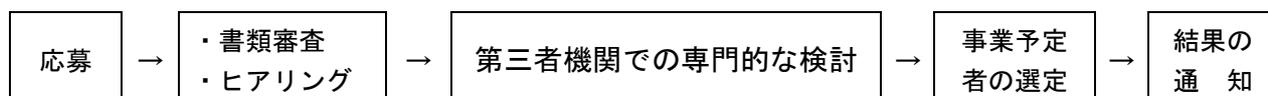


8 今後の日程について（予定）

令和6年 7月31日	応募意向確認書の提出期限
令和6年 8月30日	応募書類の提出期限
令和6年 9月上旬 ～10月下旬	書類審査・ヒアリング
令和6年10月下旬 ～11月下旬	学識経験者等で構成された第三者機関での専門的な検討
令和6年12月上旬 ～12月下旬	事業予定者の選定・結果の通知
令和7年 1月中旬	図面協議
令和7年 2月 ～令和8年3月下旬	建築確認申請、建築工事業者の指名競争入札、工事着工 介護保険法に基づく指定申請 竣工（～開設の1月前） 申請書類審査、現地確認等（～開設の2週間前）
～令和8年4月 1日	介護保険法に基づく指定（事業開始）

9 選考方法と結果について

(1) 公募審査の流れ



- 事業予定者の選定は、書類審査及びヒアリングの結果（評価）を基に、学識経験者等で構成された第三者機関で専門的な検討を行い、その意見を聞いた上で市が決定します。
- 書類審査及びヒアリングは、評価基準（別添）に沿って行います。

(2) 書類審査について

- 応募書類のうち、評価基準の【基本項目】に該当する項目については、審査基準に適合しているか否かについて審査します（必須要件）。
- 「運営方針等の提案（以下、「提案書」という。）」は、応募者の当該事業に対する考え方や取組みの具体性等を評価するためのものです。
- 提案書の記載内容については、後日、一問一答形式による聞き取りを行い、提案内容の具体的な考え方や法令等への理解等を確認した結果と併せて、総合的に評価します。
- 評価は、【評価項目】（審査において評価される項目）の中項目ごとに行い、その合計が、書類審査の評価結果になります。
- 提案書の内容が、他の法人の提案書やインターネットを含む外部著書等から大部分を転用していることが判明した場合は、失格となる場合があります。

(3) ヒアリングについて

- ヒアリングは、法人代表者や施設長予定者等に出席していただき、応募理由等（ヒアリング当日に指定する項目を含みます。）の説明を行っていただいた結果を評価します。

(4) 事業予定者の選定について

- 選定は、選定される点数（以下、「基準点」という。）以上の評価結果（点数）となった応募者の中から、評価結果（点数）が最上位の応募者を選定します。
- 基準点に満たない応募者は、非選定になります。そのため、応募者が選定されないこともあります。
- 評価結果が同点の場合、複合型施設を優先して選定します。
- 選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに、北九州市ホームページで公表します。

10 整備の方針（応募要件）について

○新設の有料老人ホームで、特定施設入居者生活介護（介護専用型）の指定を受けようとするもの。

○事業所の定員は80名を上限とし、事業所の募集数は1事業所とする。（全室個室）

○募集圏域は、北九州市内全域とする。

○施設の開設予定地は、各種法令等を遵守した上で、原則として、令和8年2月末までに竣工し、令和8年4月1日までに開設できる場所であること。

※北九州市が定めているハザードマップで、「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」又は「津波災害警戒区域」等の被災の恐れのある場所を開設予定地とする計画は避けてください。

○「介護保険法」、「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（以下「基準条例」という。）、「老人福祉法」及び「北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針」の基準に適合すること。

○安全対策の観点から、法令上の義務の有無を問わず「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」及び「火災通報装置」を設備すること。

○令和8年4月1日までに介護保険法に基づく指定を受けること。

○建物の建設等により期日までに指定を受けることが困難な場合は、開設時期について先進的介護システム推進室と協議を行うこと。

○他の指定居宅サービス事業等や社会福祉事業の事業所との併設は可能とする。ただし、住宅型有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けないサービス付き高齢者向け住宅を含む）との合築は認められない。

※併設とは、当該応募事業と別の事業を同時に整備し、開設することをいいます。

※併設する事業は、その事業の指定基準等を満たす必要があります。

※他の公募事業の事業所を併設しようする場合は、併設しようとする事業の公募への応募が別途必要です。

※応募書類提出後の併設事業の変更は、原則できません。

※その他の必要な事項は、別記の留意事項、評価基準のとおり。

1 1 留意事項

(1) 応募者について

下記の要件を満たしている法人であることを応募の条件とします。

- 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号に該当しないこと。
- 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第11条に定める者及び団体に該当しないこと。
- 本市が定める次の指定条件を満たしていること。
 - ・法人が経営する事業所に対し、国・県・市により指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。
 - ・介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。
- 法人として、適正かつ安定した経営を維持していること。また、適正かつ安定した経営を今後も維持できると認められること。
- 応募について、株主総会、理事会等の議決等により、正式な意思決定を経ていること。
- 第三者評価を受けている、または受ける予定であること。
- 市税を滞納していないこと。

(2) 資金計画について

○事業所整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画を立ててください。

※資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明（令和6年7月1日現在のもの）を提出してください。その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

(3) 資金の借入先について

○社会福祉法人の場合は、資金の借入先が制限される場合があるので、公募へ応募する旨を含め、事前に法人の所轄庁に相談してください。

(4) 運転資金について

- 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金を、自己資金として確保する必要があります。
 - ・借入金は、自己資金には含みません。
- 併設する事業を併せて、年間事業費の12分の3以上に相当する額を確保してください。
 - ・事業費は、応募書類の「資金収支（見込）計算書（事業全体）」の「経常支出計」を算定基礎としてください。
 - ・確保が必要な運転資金（年間事業費の12分の3以上）は最低限度のものでありであり、開設前からの職員採用に係る費用等を併せて、運営に必要な運転資金を確保してください。

(5) 資金収支計画について

- 資金収支計画は、事業開始から2年間の計画を立ててください。
- 同時に整備する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ2年間の資金収支計画を立ててください。
- 収入や支出は、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立て、利用者確保の見込み（稼働率）、人員配置及び職員の採用計画などを基に計画してください。

(6) 建設工事について

- 本公募における建設工事費の見積は、設計業者による見積書を提出してください。
- 建設工事は、開設予定日の1ヶ月前までに竣工するように計画してください。

(7) 建設予定地及び建物について

- 建設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合は、応募書類の提出前までに関係部局等との協議を終え、確実に建設ができる状況にしてください。
- 開設予定地が市街化調整区域内の場合は、北九州市都市戦略局開発指導課などの関係部署と協議し、建設や開設の可否について確認してください。
※北九州市開発審査会審査基準第21号に係る担当部局からの副申を出すことはできません。
- 建物については、都市計画法及び消防法のほか福岡県福祉のまちづくり条例にも適合していることを確認してください。
- 既存の建物（民家等）を利用する場合は、原則として、建築基準法上の「用途変更」が必要か、北九州市都市戦略局建築審査課に応募前に確認しておいてください。
- 建物の図面については原則として公募選定後の変更は認めないため、あらかじめ関係法令等への適合について確認するとともに、事業運営を開始した際に実際の建物を使用することとなる現場職員（介護職員・看護職員等）の意見を踏まえて作成したものを提出してください。
- 土地・建物を購入により取得（賃貸借）する場合、応募の段階では所有権を取得（賃貸借契約が成立）していなくても、売買（賃貸借）が確実であることが確認できれば応募は可能です。条件付契約書等（公募で選定されなかった場合に無効となる条件付き契約等）を提出してください。
- 事業所運営に必要な土地及び建物を賃借する場合は、北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針の「5立地条件の（3）の表に掲げる契約の要件を満たすようにしてください。
- 社会福祉法人が法人所轄庁へ事前に相談することなく土地や建物を購入する場合は、資金流出とみなされることがあるので、所轄庁に必ず事前にご相談ください。

(8) 地域住民等への説明について

- 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）を開設することについて、地域住民等に事前に説明を行い、理解を得るようにしてください。
- 説明を行う地域住民等の範囲（予定地の近隣に居住している住民、自治会や町内会などの組織等）については、地域の実情を十分に把握した上で検討してください。
※隣接地権者、隣接住民には、必ず説明を行い、了承を得てください。
※地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、施設建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し、協力が得られることが重要です。
- 自治会、町内会の連絡先等の照会には応じられませんので、ご了承ください。

(9) 事業所の人員について

- 開設までに所要の人員を確保できるよう、職員の採用時期や募集期間等、事業所の開設時期や工期について、十分にご検討ください。
- 職員は、事前研修の期間を考慮して採用してください。

(10) 「介護保険法」に基づく指定について

- 公募で選定された事業予定者は、介護保険法に基づく指定申請が、別途必要です。
- 介護保険法に基づく指定申請については、開設予定日の3ヶ月前までに提出してください。

1.2 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

○次の事項に該当する場合は、審査及び選定の結果に関わらず失格とする。

- ・ 第三者機関の構成員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- ・ 応募書類の内容に重大な不備又は虚偽が認められる場合
- ・ 応募後に重要な事項（建設場所、定員、寄付者等）を変更した場合
- ・ 予定していた自己資金が、資金計画の額を下回り、事業の運営に支障があると認められる場合
- ・ 市民や第三者の疑惑や不信を招く行為を行ったと市長が認める場合
- ・ 応募者の役員等が、北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）に規定する暴力団員等であった、又は密接な関係があることが判明した場合

1.3 その他の留意事項

○応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。

○応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属します。

○応募書類の提出締切り後の応募書類の修正は、市から依頼する場合を除き認めません。

○応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。

○応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

○辞退について

- ・ 応募書類の提出後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退届（任意様式）に辞退する理由、法人名を記載し、代表者が「署名」又は「記名、押印」の上、提出してください。
- ・ 事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の介護保険事業計画及び老人福祉計画に大きな支障を来たすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- ・ 事業予定者として選定された後に辞退した場合は、北九州市しあわせ長寿プラン（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）に基づいて実施する施設整備の公募に応募することができなくなります。
- ・ 事業予定者名として選定された後に辞退する場合は、法人名、代表者名及び辞退理由等を公表します。また、必要に応じて第三者機関等で説明を行っていただくことがあります。

14 問い合わせ先について

- 応募に当たって不明な点等がある場合は、質問票をFAXまたは電子メールで送付してください。内容によって折り返し回答またはQ&Aとして回答します。
- 相談等で来庁する場合は、必ず事前に連絡の上、日時を予約してください。また、設計事務所や不動産業者等による単独での相談は受け付けていませんので、必ず法人責任者が来所してください。
- 社会福祉法人の認可及び運営に関わる内容（役員構成や資金・土地の調達方法など）については、法人の所轄庁に問い合わせください。
- 公募に関する応募状況は、北九州市ホームページ「介護保険事業者の公募と整備計画」で公表します。
トップページ『サイト内検索』から、「介護保険事業者の公募と整備計画」と入力し、「検索」トップページ＞ビジネス・産業＞医療・福祉・健康・衛生（事業者向け）＞福祉＞事業者のみなさまへのお知らせ＞介護保険＞介護保険事業者の公募と整備計画
- 公募の応募状況や審査状況等についての個別の回答できませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所8階）

北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室

電話：093-582-2712、FAX：093-582-2095

電子メールアドレス：ho-senshin@city.kitakyushu.lg.jp

担当：塚原、和田

評 価 基 準

以下の要件を満たさない場合は、募集数に達していなくても選定されません。

◎基本項目について

すべての項目において、基準に適合していること。

◎評価項目について

評価結果が、基準点（84点）以上であること。

施設整備の評価基準(審査の着眼点)

【基本項目】 ◎ 審査基準に適合しているかどうかを審査する項目 (必須要件)

■事業所設置者(法人)に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
共通事項	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号に該当しないこと。
	介護サービス事業者等からの暴力団員等排除のための措置に基づく欠格条件	北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第11条第1項に定める者及び団体に該当しないこと(同条例第16条及び第21条により準用)。
既存の法人	本市が定める指定条件	(1) 法人が経営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。 (2) 介護給付費等返還金がある場合は誠実に返還していること。
	事業経営の実績	法人として、適正かつ安定した経営を維持していること。
新たに法人を設立しようとする者	応募書類提出までの法人設立	応募書類提出までに法人を設立すること
	事業経営の見込み	法人として、適正かつ安定した運営を維持できる見込みがあること。

■施設運営の確実性に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	(1) 事業所整備の資金確保が確実であること (2) 運転資金として、併設事業も含め年間事業費の12分の3以上の自己資金を確実に確保できること。
	償還計画及び収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること。
	その他	その他事業所の整備にあたり問題がないこと。
土地・建物	開設予定地	施設の開設予定地については、各種法令等に従い、原則、令和8年2月末までに竣工し、令和8年4月1日までに開設できる場所であること
	土地・建物の確保	土地は、贈与契約・条件付売買契約書等で確実に確保できることが確認できること。 ※北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針の5立地条件の(3)の表に掲げる契約の要件を満たしていること。 ※社会福祉法人の場合は、社会福祉法第25条及び関連通知・基準の規定に注意すること。
	土地の各種法令等適合	都市計画法などによる規制がある場合、各種法令等に適合していること
	建物の各種法令等適合	(1) 居室の広さや必要な設備の有無などが、建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること(福岡県福祉のまちづくり条例にも適合すること。) (2) 北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針の6規模及び構造設備の基準を満たしていること。

■事業所運営の確実性に関するもの（つづき）

大項目	中項目	主眼・着眼点
地域との関係	地域住民に対する説明	地域の実情を十分に把握した上で、地域住民（実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織及び、隣接する土地の地権者を含む）に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること。
協力医療機関	協力医療機関の確保	協力医療機関及び協力歯科医療機関の確保が確実であること。
その他	事業所整備における支障	上記の他、事業所の整備にあたり支障がないこと

■事業所指定基準等に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	定員	本公募で指定している定員数となっていること。
	指定基準との適合	介護保険法及び老人福祉法に基づく指定基準（人員基準・設備基準・運営基準）及び北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例、北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針の各基準に適合すること

施設整備の評価基準(審査の着眼点)及び配点

【評価項目】 ◎ 審査において評価される項目

評 価 項 目				配点
大項目	項目番号	中項目	主眼・着眼点	
基本方針	1	法人の経営理念及び施設の基本方針	社会福祉を目的とする事業者（介護保険事業を営む事業者）としての経営理念、経営理念を具体化した施設の基本方針	4
	2	安定した事業運営に向けた取組み	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、事前の市場調査等に基づく経営策や安定かつ継続的にサービスを提供するための事業運営について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	5
	3	利用者一人ひとりへの質の高いサービス提供	利用者の立場に立って、利用者が安心して利用することができる、一人ひとりの心身の状況に応じた質の高い介護サービスを、安定して提供し続ける為の基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	5
	4	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	5	人材の確保と定着	施設で働く職員の人材確保と定着率の向上について基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策	5
	6	職員の育成、職場環境	施設で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなどについて基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	7	利用者への情報提供、情報公開	利用者・家族にとって必要な情報の提供や説明及び情報公開、適正な表示等について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	3
利用者保護対策	8	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	9	利用者の尊厳の保持	人権・プライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	10	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応、再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	11	苦情解決の仕組み	様々な苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	12	虐待防止対策、身体拘束廃止	虐待防止や虐待対応、身体拘束廃止に関する基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4

	13	事故防止対策及び事故発生時の対応	誤嚥や転倒など日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	14	非常災害対策	基準条例に基づく自治会等との協力体制など、火災や天災など非常災害時等の危機管理に関する基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
地域に開かれた施設	15	地域との連携	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、地域交流スペース等を活用した地域住民との交流や地域包括支援センターなどの関係機関との連携のほか、基準条例に基づき、自治会等の地縁による団体に加入するなどの地域社会に溶け込む工夫等、利用者のための地域連携について基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	5
	16	医療と介護の連携	医療ニーズの高い利用者に対する医療と介護の提供について基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	17	地域包括ケアへの取組み	地域包括ケアシステムに関する基本的な考え方を理解しているか。また、地域の介護等の拠点として、地域住民が住み慣れた地域で生活を継続していくための介護予防や併設事業、その他独自の取組みなどの支援策についての基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
ハード面・ソフト面での施設の特徴	18	施設・設備の特徴	施設の居住空間、くつろぎや交流の場、地域交流スペース、環境への配慮等将来を見据えた創意工夫のある設計上の配慮や、建物、設備等の特徴。	5
	19	その他創意工夫や取組みの特徴	ハード面・ソフト面を通じた、先見性・独自性に富んだ創意工夫や取組みの特徴等の基本的な考え方や具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
■基本方針・運営方針に関するもの(小計)				80
革新的な運営	20	生産性の高い施設運営	テクノロジーの利活用や継続した業務改善の実施等により、生産性が高く効率的な施設運営について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	5
	21	業務の明確化と役割分担	業務仕分けにより業務を明確化し、間接的な業務については介護助手を活用するなど、専門職が直接的な介護業務に注力できる環境整備について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	3
	22	災害対策設備	自然災害や感染症などが発生した場合においても、ケアの継続や短時間での復旧を実現できる災害対応設備や建物等の特徴や方策。	3
先進技術やケア手法への対応	23	先進テクノロジーの活用	利用者の快適性や介護職員の作業の効率化・身体的負担軽減に寄与する先進機器（見守りセンサや介護記録の音声入力等の ICT 機器や、直接介助を支援する介護ロボット等）の活用について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4

	24	ケアの質の向上	ケアの質の向上につながる取組みについて基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	25	現場ニーズに沿った機器開発の支援	メーカーとの情報交換や機器実証が可能な施設運営など、現場ニーズに沿った介護機器開発の支援について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
発信力のある施設	26	未来型介護モデル施設としての情報発信	革新的な運営ノウハウ及び先進技術やケア手法への対応など、先進的な取組みを地域事業者等に伝播させるために、未来型介護モデル施設としての情報発信について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	5
	27	施設見学や先進機器体験の提供	先進的な介護の取組みを実感できるよう、効率的な施設運営を体験できる施設見学や ICT や介護ロボット等の先進機器に触れる機会の提供について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
次世代介護人材の育成	28	次世代介護人材の育成	ICT や介護ロボット等の活用を前提とした介護職員等のリスクリングや科学的介護を実現するデータの利活用など、次世代介護人材の育成について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
	29	地域の介護人材の育成	習得効果の高い実技研修を含めた介護人材育成サービスの提供など、地域の介護人材の育成について基本的な考え方と具体的な取組み及びそれを実現し継続するための課題と方策。	4
■先進的な取組みに関するもの(小計)				40
立地面・設置場所		立地面での特徴	住み慣れた地域、住宅地や利便性・安全性など、周辺環境・敷地の状況などの特徴	7
		設置場所	既存の同種施設等との位置関係（距離や偏りのない施設配置）。	3
■立地面・設置場所等に関するもの(小計)				10
その他		ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・応募理由 ・応募事業を実施する上で、最も大切であると考えていること ・評価項目の中項目から、1つの項目について最も大切であると考えていること。 ・公募に対する取組みの姿勢 ・地域の関係団体（北九州市、介護事業所、大学・研究機関、関連企業など）との連携した取組みについて。 	10
合 計				140

【評価項目】 ■先進的介護の取組に関する提案イメージ

革新的な運営	生産性の高い施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットや ICT の活用による職員の負担軽減 ・ICT 機器や介護記録等の各種システム連携による作業効率化 ・職員のタスクシフトとオペレーションの最適化 など
	業務の明確化と役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕分けにより業務を整理・分類し、職種に応じた最適な業務スタイルの確立 ・間接的な業務への介護助手の活用 など
	災害対策設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震設計 ・非常電源設備の整備 ・貯水タンクなどによる生活用水の確保 など
先進技術やケア手法への対応	先進テクノロジーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の快適性や介護職員の作業の効率化・身体的負担軽減に寄与する介護ロボットや ICT 機器などの導入 ・データ活用による先回り介護の実践 など
	ケアの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防に関する取組 ・科学的な自立支援ケア など
	現場ニーズに沿った機器開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現場ニーズを反映できる研究環境や実証環境の提供 ・介護機器メーカー等との連携体制の整備 など
発信力のある施設	未来型介護モデル施設としての情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・高生産性の運用ノウハウや業務改善手法の情報公開 ・展示会やセミナー等での情報発信 ・取材や視察などの積極的な受入れ ・地域介護事業所などを対象とした研修会の開催 など
	施設見学や先進機器体験の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・運営を実体験できる施設見学の受入れ ・介護ロボットや ICT 等の先進機器の展示室 など
次世代介護人材の育成	次世代介護人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットや ICT の活用を前提とした職員研修 ・データや AI 等の活用による科学的介護を実践できる専門人材の育成 など
	地域の介護人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・実技研修を含めた地域介護人材の研修サービスの提供 ・地域介護事業所や教育機関への研修教材の提供 など